

第 1 1 0 期 中 間 決 算 廣 告

平成29年12月22日

住所 鹿児島市金生町6番6号
株式会社 鹿児島銀行
取締役頭取 上村基宏

中間連結貸借対照表 (平成29年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	194,706	預 金	3,635,577
コールローン及び買入手形	50,000	譲 渡 性 預 金	172,134
買入金銭債権	7,755	売 現 先 勘 定	7,309
商品有価証券	1,034	債券貸借取引受入担保金	111,984
金銭の信託	12,660	借 用 金	99,197
有 価 証 券	958,487	外 国 為 替	30
貸 出 金	3,080,969	そ の 他 負 債	20,374
外 国 為 替	6,299	退職給付に係る負債	1,778
リース債権及びリース投資資産	23,342	睡眠預金払戻損失引当金	902
そ の 他 資 産	29,936	偶 発 損 失 引 当 金	246
有 形 固 定 資 産	56,192	繰 延 税 金 負 債	4,543
無 形 固 定 資 産	3,744	再評価に係る繰延税金負債	6,950
退職給付に係る資産	6,413	支 払 承 諾	23,233
繰 延 税 金 資 産	493	負債の部合計	4,084,263
支 払 承 諾 見 返	23,233	(純資産の部)	
貸 倒 引 当 金	△42,527	資 本 金	18,130
		資 本 剰 余 金	13,641
		利 益 剰 余 金	235,420
		株 主 資 本 合 計	267,193
		その他有価証券評価差額金	41,749
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△7
		土 地 再 評 価 差 額 金	15,053
		退職給付に係る調整累計額	△1,691
		その他の包括利益累計額合計	55,103
		非 支 配 株 主 持 分	6,181
		純 資 産 の 部 合 計	328,478
資産の部合計	4,412,741	負債及び純資産の部合計	4,412,741

注 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間連結損益計算書 (平成29年4月1日から
平成29年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		39,376
資金運用収益	24,070	
(うち貸出金利息)	(18,056)	
(うち有価証券利息配当金)	(5,962)	
役務取引等収益	5,191	
その他業務収益	7,385	
その他経常収益	2,729	
経 常 費 用		29,668
資金調達費用	1,118	
(うち預金利息)	(360)	
役務取引等費用	2,475	
その他業務費用	6,902	
営業経費	18,099	
その他経常費用	1,072	
経 常 利 益		9,707
特 別 損 失		13
固定資産処分損	13	
税金等調整前中間純利益		9,694
法人税、住民税及び事業税	2,845	
法人税等調整額	162	
法人税等合計		3,008
中間純利益		6,686
非支配株主に帰属する中間純利益		127
親会社株主に帰属する中間純利益		6,559

注 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 7社
かぎんオフィスビジネス株式会社
かぎん会計サービス株式会社
かぎん代理店株式会社
鹿児島保証サービス株式会社
株式会社九州経済研究所
鹿児島リース株式会社
株式会社鹿児島カード

2. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日はすべて9月末日であります。

会計方針に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 19年 ～ 50年

その他 2年 ～ 20年

連結される子会社及び子法人等の主な有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、定額法により償却しております。

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、要注意先債権に相当する債権において、貸出条件緩和債権等を有する債務者と与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産管理部署が査定結果を検証しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、過去の支払実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

7. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度等の代位弁済に伴い発生する負担金等の支払いに備えるため、将来発生する損失額を見積り計上しております。

8. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定率法により発生翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

9. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

10. リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準は、リース料受取時にその他業務収益とその他業務費用を計上する方法によっております。

11. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、キャッシュ・フローを固定するヘッジについてヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素等の相関関係を検証しております。

また、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

12. 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に33,493百万円含まれております。
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,777百万円、延滞債権額は34,830百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は42,878百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は79,486百万円であります。
なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、9,689百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	498,669百万円
リース投資資産	195百万円
その他資産	13百万円

担保資産に対応する債務

預金	5,884百万円
売現先勘定	7,309百万円
債券貸借取引受入担保金	111,984百万円
借入金	91,074百万円

上記のほか、為替決済、指定金融機関等の取引の担保として、有価証券5,524百万円及びその他資産10,944百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金及び金融商品等差入担保金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

保証金	328百万円
金融商品等差入担保金	108百万円

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は761,222百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが736,440百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示価格に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

ただし、適切な地価公示価格がない場合は同施行令第2条第2号に定める基準地価又は同施行令第2条第4号に定める地価税法に規定する方法により算定した価格に時点修正等合理的な調整を行って算出しております。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 31,846百万円
11. 連結自己資本比率 11.66%
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は5,760百万円であります。

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益1,496百万円を含んでおります。
2. 中間包括利益 9,684百万円

(金融商品関係)

○金融商品の時価等に関する事項

平成 29 年 9 月 30 日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注 2)参照)。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
資産			
(1) 現金預け金	194,706	194,706	—
(2) コールローン及び買入手形	50,000	50,000	—
(3) 商品有価証券 売買目的有価証券	1,034	1,034	—
(4) 有価証券 その他有価証券	954,158	954,158	—
(5) 貸出金 貸倒引当金(*1)	3,080,969 △39,886		
	3,041,082	3,057,805	16,722
資産計	4,240,982	4,257,705	16,722
負債			
(1) 預金	3,635,577	3,636,048	471
(2) 譲渡性預金	172,134	172,155	20
(3) コールマネー及び売渡手形	—	—	—
(4) 売現先勘定	7,309	7,309	—
(5) 債券貸借取引受入担保金	111,984	111,984	—
(6) 借入金	99,197	99,176	△21
負債計	4,026,203	4,026,674	470
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(242)	(242)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(95)	(95)	—
デリバティブ取引計	(338)	(338)	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

(3) 商品有価証券

販売目的のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は主として取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 譲渡性預金

譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3) コールマネー及び売渡手形

これらは、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 売現先勘定

売現先勘定は、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金は、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行

並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨スワップ、為替予約等）であり、割引現在価値等に基づき算出した価額によっております。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報「資産 (4) 有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
① 非上場株式等(*1) (*2)	2,715
② 組合出資金(*3)	1,613
合 計	4,329

(*1) 非上場株式等については、市場価格等がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. その他有価証券（平成29年9月30日現在）

(単位:百万円)

	種 類	中間連結貸借 対照表計上額	取得原価	差 額
中間連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えるもの	株 式	87,441	44,747	42,694
	債 券	619,833	610,372	9,461
	国 債	262,263	257,736	4,527
	地方債	33,458	33,140	318
	社 債	324,111	319,495	4,615
	その他	71,175	60,725	10,449
	うち外国証券	37,869	37,709	159
	小 計	778,450	715,845	62,605
中間連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えないもの	株 式	2,855	3,056	△201
	債 券	47,696	48,082	△386
	国 債	10,050	10,311	△260
	地方債	13,088	13,144	△56
	社 債	24,558	24,626	△68
	その他	125,156	127,641	△2,485
	うち外国証券	99,875	100,947	△1,072
	小 計	175,708	178,781	△3,072
合 計		954,158	894,626	59,532

注 市場価格等がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等（中間連結貸借対照表計上額4,329百万円）については、上表の「その他有価証券」に含めておりません。

2. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあるものを除き、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間において減損処理を行った銘柄はありません。

なお、個々の銘柄の有価証券の時価が、取得原価に比べて30%程度以上下落した場合は回復可能性の判定の対象とし、減損の可否を判断しております。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	12,742百万円
減損損失	1,785百万円
有価証券償却	728百万円
減価償却	554百万円
退職給付に係る負債	543百万円
繰延ヘッジ損益	3百万円
その他	1,506百万円
繰延税金資産小計	17,864百万円
評価性引当額	△2,811百万円
繰延税金資産合計	15,052百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△17,642百万円
退職給付に係る資産	△1,204百万円
固定資産圧縮積立金	△237百万円
その他	△17百万円
繰延税金負債合計	△19,102百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△4,050百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1,536円09銭
1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額	31円26銭